

「口座振替.com」利用規定

第1条【本規定の適用】

本規定は、株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます）と第2条に定めるサービスを内容とする「口座振替.com」（以下「本サービス」といいます）を契約した収納機関（以下、「収納機関」といいます）との間で、本サービスの利用に関して定めたものです。収納機関は、本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第2条【サービス内容】

(1) 基本サービス

当行は、収納機関のサービス利用者(以下「利用者」といいます)が、収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、利用者の指定する口座を対象として、パーソナルコンピュータ・スマートフォン（以下「パソコン等」といいます）から、インターネットを通じて、預金口座振替契約の締結を申し込めるとともに、その結果を収納機関が照会できるサービスを提供します。

また、当行は利用をご希望される収納機関に対して、本サービスの利用者に関する情報から口座振替・総合振込データ（全銀フォーマット）を作成することができるサービスを提供します。

(2) オプションサービス

当行は、地方公共団体等の行政専用回線（以下「LGWAN」といいます）を使用している収納機関に対して、LGWAN を通じて、口座振替契約の申し込み結果が照会できるサービス（サービス名称「LGWAN オプション」）をオプションとして提供します。

オプションサービスは、基本サービスとは別途の当行所定の手数料がかかります。

なお、当行はこれらのサービス内容を収納機関に事前に通知することなく追加、変更、廃止することができるものとします。

第3条【動作環境】

(1) 利用環境の準備・維持

収納機関は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、収納機関の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、LGWAN 接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、収納機関が負担するものとします。

第4条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても収納機関に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第5条【収納機関のユーザ設定】

(1) ユーザの指定、操作権限の設定

収納機関は、パソコン等により本サービスの全部または一部の取引を行なう者として次のユーザを指定し、ユーザ毎に操作権限を設定します。

①管理者ユーザ

管理者ユーザは、全ての取引を行うことができます。また、自身を含む全てのユーザを管理することができます。

②一般ユーザ

管理者権限を有しないユーザとして管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 収納機関の責任負担

収納機関はユーザの行為を監督し本規定を遵守させるとともに、ユーザが行なった行為に基づく一切の責任は収納機関が負うものとし、当行は責任を負いません。

第6条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

収納機関は、名称、印章、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を行う前に当行が依頼を受け付けた取引により収納機関に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、収納機関の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条【禁止・違反行為】

(1) 譲渡、質入れ

収納機関は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適當・不適切な行為

収納機関は、次の行為をしないこととし、ユーザにも同様の行為をさせないものとします。

- ①公序良俗に反する行為
- ②犯罪に結びつく行為
- ③法律に反する行為
- ④本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤当行の信用を毀損する行為
- ⑥その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

(3) 収納機関の違反行為

収納機関およびユーザが本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は収納機関に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第8条【契約期間】

本規定に基づく契約期間は、当行より通知されたお取扱開始日から起算して1年間とし、収納機関または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第9条【解約・一時停止等】

(1) 収納機関からの解約

収納機関は、当行所定の方法により解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

ア 3か月前の通知による終了

当行は、いつでも、理由の如何を問わず、収納機関に対して少なくとも3か月前に通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

イ 無催告解約

当行は、収納機関が以下の各号のうちいずれかに該当した場合、何らの通知・催告等を要せず、直ちに本サービスの提供を終了することができる。

- ①収納機関が本規定に違反したとき
- ②収納機関の故意または過失により、当行が損害を被った場合
- ③当行が収納機関に送る郵送物（申込完了通知等）を収納機関が受領できないなど、当行において収納機関の所在が不明となった場合

- ④反社会的勢力などである場合または反社会的勢力などに関与した場合
 - ⑤差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあった場合
 - ⑥公租公課を滞納した場合
 - ⑦手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑧支払停止、または破産、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始もしくはこれらの申し立てがあった場合
 - ⑨解散その他営業活動休止の決議がなされた場合
 - ⑩本サービスの手数料を2か月連続して支払わなかった場合
 - ⑪代表口座が解約されたとき
 - ⑫収納機関の営業または業態が公序良俗に違反すると当行が判断した場合
 - ⑬収納機関の届出内容につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に虚偽があることが判明した場合
 - ⑭その他、本サービスの提供の中止を相当とする事由が生じた場合
- (3) 処理の中止

本契約が一時停止、解約または終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第10条【免責事項等】

(1) 本人確認

パソコン、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故が発生しても、そのために収納機関または収納機関の利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して収納機関または第三者（収納機関の利用者を含む）に損害が生じても、当行は責任を負わず、収納機関の費用と責任において解決します。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が発生したとき
- ②当行または金融機関の共同利用システムの運営体が管理する電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が発生したとき
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由が発生したとき
- ④通信機器、インターネット、LGWAN およびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由が発生したとき
- ⑤インターネット、LGWAN 等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等の漏洩が発生したとき
- ⑥第4条2項、第9条2項に定める当行の判断によるサービスの一時停止または解約が発生したとき
- ⑦本サービスのWEB画面上に掲載している情報を、本サービス以外で収納機関または

第三者に取得され、収納機関または第三者が損害を被ったとき

- ⑧本サービスのWEB画面上に掲載している情報を、不正アクセス等で第三者に取得され、収納機関または第三者が損害を被ったとき
- ⑨WEBサイトの利用（ウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール、本サービスで利用可能なコンテンツなど）に関して、コンピュータ・ウィルスなどの有害物による被害が発生したとき
- ⑩本サービスを用いて作成された口座振替・総合振込データの確認画面で収納機関が承認したデータの内容に誤りがあったために、収納機関または第三者が損害を被ったとき
- ⑪その他、当行の過失によるものでない事由が発生したとき

(3) 責任制限

当行は、本サービスの提供に関連して顧客が被った損害に対して責任を負う場合においても、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害については一切の責任を負わないものとします。

第11条【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行または利用者の指定する口座のある金融機関所定の総合口座取引規定、普通預金規定などの各種取引規定、キャッシュカード規定、預金口座振替規定により取り扱います。

また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第12条【地位の譲渡、質入れ】

収納機関及び当行は、本サービス上の地位を第三者に譲渡、質入等を行うことができないものとします。

第13条【規定の変更】

- ① 当行は法令の定めにしたがい、収納機関の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、収納機関の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的な内容であるときに、本規定を変更できるものとし、収納機関はあらかじめこれを承諾するものとします。
- ② 本規定の変更があった場合は、当行ホームページ等への掲示により、収納機関に通知するものとします。
- ③ 本規定の変更は、公表の際に定める日から適用するものとします。

第14条【知的財産権の帰属】

(1) 当行への帰属

本サービスに関する著作権、その他一切の知的財産権は、当行または当行にその利用を許諾した者に帰属するものとします。

(2) 問題発生時の対応

前項に違反して問題が発生した場合、収納機関は、自己の責任において係る問題を解決するとともに、当行に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第15条【サービス利用手数料】

(1) サービス利用手数料

本サービスの利用手数料は、当行所定の手数料とします。本サービスの利用手数料につきましては、パンフレットまたはホームページでご確認ください。

(2) 手数料の精算方法

サービス利用手数料は、当行所定の振込日に普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン取引規定等にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提示なしに収納機関が指定した口座から自動的に引落する、または当行所定の口座に収納機関が振り込むことにより精算することとします。なお、振込時の振込手数料は収納機関負担とします。

第16条（個人情報の取り扱い）

(1) 当行の義務

当行は収納機関の委託により、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、「個人情報保護宣言」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取扱います。

(2) 収納機関の義務

収納機関は、第2条のとおり本サービスの利用を通じて知り得た収納機関の利用者の口座番号その他の個人情報を、本サービスの利用以外に使用せず、また第三者に開示・漏洩しないものとします。収納機関は、本サービスの契約が終了した場合には、上述の個人情報を、速やかに返却または破棄もしくは抹消し、以後いかなる目的のためにも使用しないものとします。

(3) 申込の確定および不成立の情報通知

口座振替契約の申込の確定または不成立に関し、当行は、利用者の委託に基づき利用者に代わって収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。当該情報には、利用者の氏名、口座番号、メールアドレス、電話番号等の情報を含むものとします。

(4) 収納機関等の利用者への連絡

利用者が本サービスにより当行に対して行う預金口座振替契約の締結の申込および当

該契約にかかる取引における手続きにおいて、当該申込または手続きに不備があった場合等、利用者への確認が必要な場合には、利用者から収納機関に提供された利用者のメールアドレスおよび電話番号に対して、利用者が指定する口座がある金融機関または収納機関より直接連絡できるものとします。

第17条（業務委託、収納機関および利用者の情報の取り扱い）

当行は、本サービスに基づく業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

収納機関は、当行が本サービスにより取得した収納機関および利用者の情報について、本サービスに必要な範囲内において委託先に開示することに同意するものとします。

第18条【反社会的勢力排除】

次の各号のいずれかに該当し、収納機関との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスを停止し、または収納機関に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を収納機関は支払うものとする。

- ① 収納機関が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 収納機関が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 収納機関が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その前各号に準ずる行為

第19条【準拠法と管轄】

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条【協議事項について】

本規定に定めのない事項について紛議などが生じた場合または本規定の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、当行は誠意を持って協議し解決するものとします。

以上